

第6回 熊野川懇談会

会議資料 3

委員の再任について

## 熊野川懇談会委員の再任について

熊野川懇談会は平成 16 年 10 月 30 日に設立され 2 年が経過しようとしております。懇談会委員の任期は、懇談会設立の日から 2 年間となっておりますので、10 月 29 日をもって任期が終了することとなります。

そこで、今後とも「河川整備計画の原案」、「関係住民意見の聴き方」について審議をいただくため、河川管理者としてはひきつづき、全委員の再任および委員長、委員長代理の再任をお願いしたいと存じます。

再任の内諾をいただきましたら、委嘱の事務手続きを行なわせていただきます。

### < 熊野川懇談会委員の委嘱状況 >

委嘱日 平成 16 年 10 月 30 日(設立会、第 1 回懇談会)  
任期 自)平成 16 年 10 月 30 日 至)平成 18 年 10 月 29 日(2 年間)  
委嘱内容 「熊野川河川整備計画の案(直轄管理区間)」の策定にあたり、  
河川整備計画の原案について意見を述べる  
関係住民意見の聴き方について意見を述べる

なお、再任の手續きにあたり、規約上で再任の際の任期が定められていないため、規約の改定が必要と考えられます。規約の改定にあたりましては、委員の三分の二以上の同意を得てこれを行う必要があります。

### < 規約の改定について(案) >

#### < 現在の懇談会規約(抜粋) >

(懇談会運営)

第 4 条 懇談会委員は、整備局長が委嘱する。委員の任期は懇談会設立の日から 2 年間とし、再任を妨げない。



#### < 懇談会規約(改訂(案)) >

(懇談会運営)

第 4 条 懇談会委員は、整備局長が委嘱する。委員の任期は委嘱された日から 2 年間とし、再任を妨げない。